三年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（簡易水道事業債（脱炭素化事業）及び公営企業債（防災対策事業及び脱炭素化推進事業）に係る地方債を除き、防災対策事業及び脱炭素化推進事業の残余分を含む。）の額に相当する額に二十分の十一を乗じて得た額及び簡易水道事業に係る防災対策（「公営企業債（防災対策事業）の取扱いについて」において定められた対象事業に限る。）に要する経費に充てるため令和七年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額を加えた額とする。この場合において、市町村が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

7　高料金対策簡易水道資本費は、次の(1)及び(2)の規定の全てに該当する簡易水道事業（「令和八年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和八年四月一日付け総財公第十八号。以下「令和八年度繰出基準」という。）第5、2(2)アに該当する事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策簡易水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の三月三十一日現在の当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額とする。

(1)　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額が一五八円以上であること。

(2)　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの供給単価が一七八円以上で

和三年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（簡易水道事業債（脱炭素化事業）及び公営企業債（脱炭素化推進事業）に係る地方債を除き、残余分を含む。）の額に相当する額に二十分の十一を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、市町村が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

7　高料金対策簡易水道資本費は、次の(1)及び(2)の規定の全てに該当する簡易水道事業（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成二十六年八月二十九日付け総財公第百七号、総財営第七十三号、総財準第八十三号）に基づく「経営戦略」策定の定義」を満たす経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口が三万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が三万人以上の地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う事業にあつては、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策簡易水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の三月三十一日現在の当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額とする。

(1)　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額が一六二円以上であること。

(2)　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの供給単価が一七七円以上で